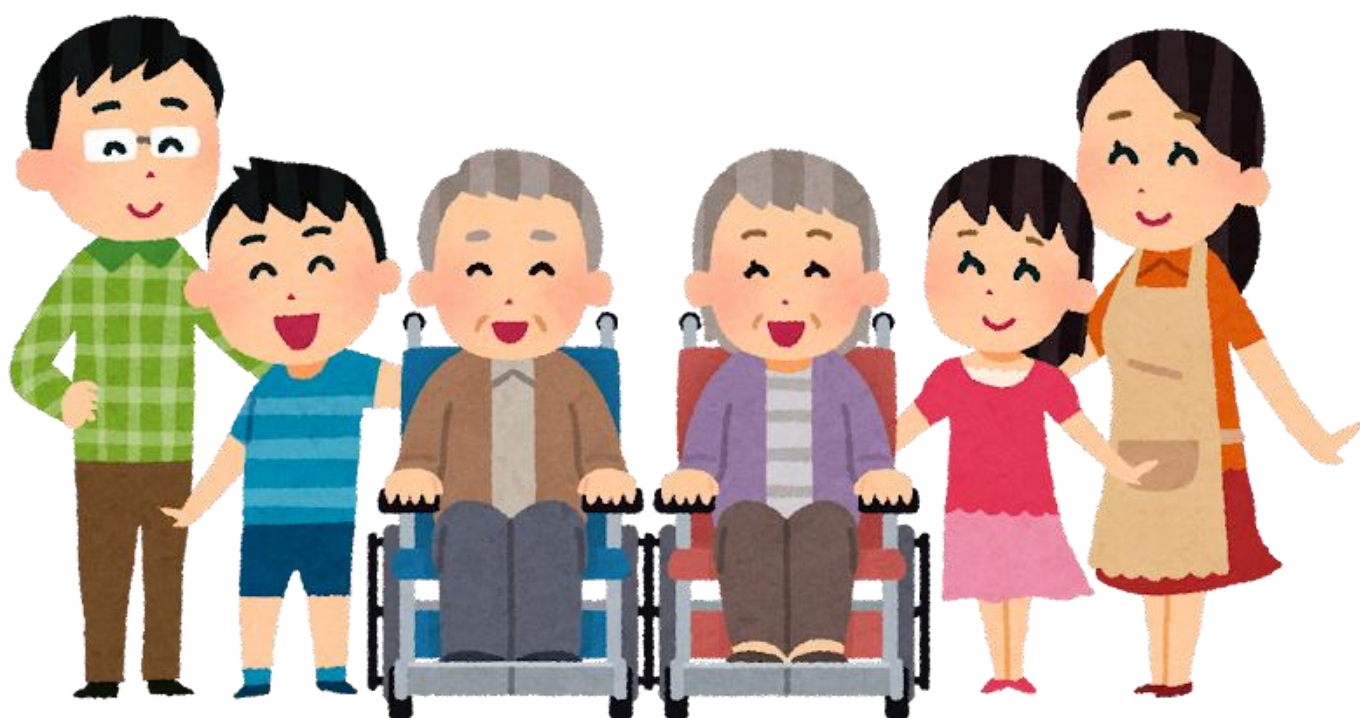


# 中町ヘルパーステーション ご利用のしおり



中町ヘルパーステーション

電話 042-386-6515

〒小金井市中町 2-15-25

特養つきみの園内1F

担当者( )

2024年(令和6年版)

# 訪問介護（ホームヘルプ）とは

訪問介護は、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問し、食事・排泄・入浴などの介護（身体介護）や、掃除・洗濯・買い物・調理などの生活の支援（生活援助）をします。 （厚生労働省）



訪問介護員（ホームヘルパー）は、介護保険法に基づき、自治体や都、国の税金や皆さま方の保険料で運営している公的サービスです。ご利用者の自立支援を第一に、住み慣れた自宅でご自分らしい生活を営めるよう支援させていただきます。

○介護保険法(平成九年法律第百二十三号)

(目的)

第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(介護保険)

第2条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)に関し、必要な保険給付を行うものとする。

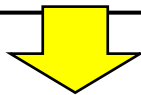
2 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

3 第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

4 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

第4条 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

2 国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。



## 訪問介護における自立支援の考え

訪問介護員（ヘルパー）は、ご利用者が末永く、住み慣れたご自宅で自立した生活が送れるよう現状出来ておられる家事等はそのまま続けて頂き、出来なくなった部分をご支援させていただきます。訪問介護員（ヘルパー）が全面に請け負ってしまうと、皆様の運動機能の低下や、認知機能を悪化させてしまう恐れがあるためです。

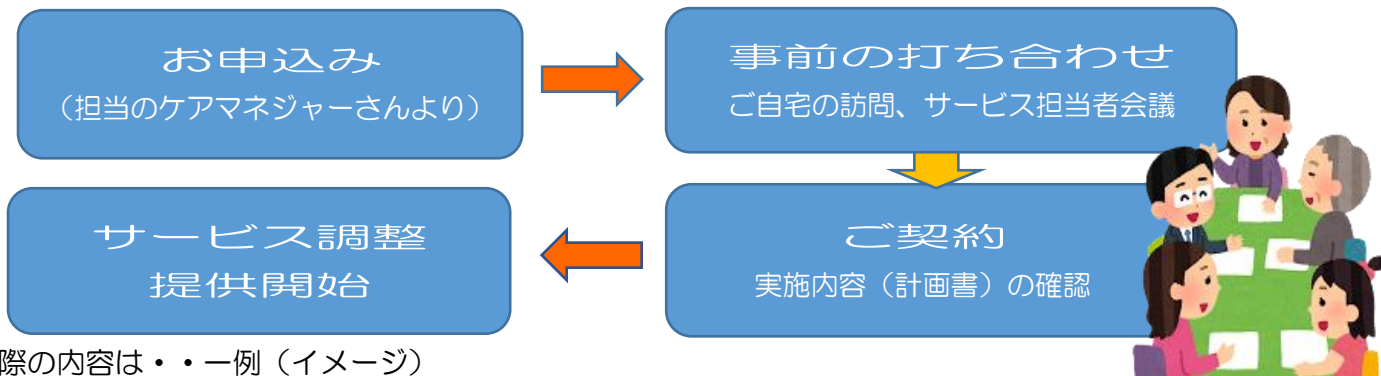
# 中町ヘルパーステーションの事業のご案内

当事業所が運営しているのは介護保険の事業です。

対象となる方・・・要介護・要支援の方、小金井市日常生活支援総合事業の対象者の方にサービスを利用することができます。（詳細は地域包括支援センターやケアマネジャーさんにお尋ねください）。

## ご利用までの流れ

ご状況によって前後することはありますが、概ね以下のような流れでご利用いただきます。



実際の内容は・・・一例（イメージ）



ご遠慮なく、担当者（※サービス提供責任者）にお問い合わせください。

**※サービス提供責任者の役割**・・・ヘルパーをまとめる調整役です。自らもヘルパーとして動きつつ、ご本人、ご家族の方、ケアマネジャーさんとの連絡役を務めます。

ヘルパーステーションをご利用いただく際には、どの方にも必ずサービス提供責任者が1名、担当をさせていただきます。ヘルパーの調整をはじめ必要な書類のご説明、ご利用料金の関係等、調整業務一般をいたします。



## ご利用にあたり…

**訪問介護員（ヘルパー） = 家政婦** ではありません。

① 訪問介護は、40歳以上の国民が介護保険料をはじめ、国や都、自治体の予算を基に運営している介護保険制度に則したサービスであることをご理解ください。

② 訪問介護員（ヘルパー）は介護福祉士等を代表として資格を保有し、ご利用者のご自宅での自立した生活を支えるべく、自立支援という専門性をもって、サービスにあたります。

③ 訪問介護員（ヘルパー）は、調理や掃除などの生活援助、入浴やトイレ介助などの身体介護を通して、ご利用者の心身の状況、生活環境、ご不安に思われていることを把握し、適切にケアマネジャー等関係機関へ報告することで情報の共有を行います。

④ 訪問介護（ヘルパー）のサービスを受けるにあたっては、介護保険制度により定められているルールがあることをご理解ください。



## サービスのご利用にあたって

ヘルパーは皆さんご自身のお出来になる力を活かしつつ、皆さん自身と力を合わせて一緒に、生活の中でお困りの事柄をお手伝いする存在です。

よって法令上、認められていないこともあります。ご理解いただきますようお願いいたします。

また、原則として、**事前の担当者会議において決められた内容に基づき対応**をさせていただくこととなります。ただし、ご本人のご様子に変化があり、サービスの変更の必要が生じた場合には、担当ヘルパーからの情報を集約し、担当者よりご本人、ご家族、ケアマネジャーさん等と調整の上、状況にあったケアを行うようにいたします。その場で希望された内容については、対応いたしかねますので、ご了承ください。ご不明点は当ステーション担当者やケアマネジャーさんへお問い合わせください。

初回ご利用前には、契約書、契約書別紙、重要事項説明書に記入、押印をお願いします。

また、ご利用の開始に合わせてケアの計画書（訪問介護計画）をサービス提供責任者が作成しますので、ご確認の上、署名をいただきます。

なお、**契約時にはご家族の方の署名、捺印もお願いいたします。**



# 訪問介護の適正なご利用のために

## ご負担金額について

介護保険内のサービス料金は法令に定められている単価とご本人の負担割合によって決まります。そのため、同じサービスでも、利用料金はご利用者により異なります。詳しい金額はケアマネジャーさんの作成される毎月の利用票で確認されるのが一番確実です。また、小金井市独自の訪問介護助成金制度の対象となっている方については、証書をご提示いただくことによって利用料が減額となります。年に1度、6月～7月頃をめぐり、お手元に負担割合証と助成金認定証の新しいものが届きます。助成金制度については、毎年同時期に、更新の手続きが必要になります。初夏頃に市から申請書が届きますので、ご確認ください。



## 自費（有償）サービスについて

介護保険上対応できない内容で、どうしてもお困りの場合については、保険外の自費サービスの設定があります。ただし、ケアマネジャーさんの計画に盛り込んでいただく必要があります。また、当事業所とは介護保険での契約の他に別途契約が必要になりますので、ご相談ください。

**自費料金** 1時間あたり 2,400円  
介護保険サービスから継続の場合 ⇒30分 1,200円～  
60分経過以降 15分あたり 600円  
単独で自費サービスをご利用の場合 ⇒60分 2,400円～

通院同行の際の待ち時間やタクシー等での移動中の時間など、介護保険で認められていない部分の対応についても自費での算定となります。

- お留守のお宅に伺ってのサービス提供  
介護保険はご本人へのサービス提供が必須です。  
**ご本人が不在の際にはご家族がいらしても対応はいたしかねます。**
- 他のサービスを使っていらっしゃる際の重複提供  
ショートステイ中のお世話や受診の際の病院内の対応など。



なお、特にご連絡のない状態でヘルパー訪問時にご不在の場合、サービス開始予定時刻から **15分** は連絡調整等を行いながら待機しておりますが、時間内にお戻りにならない場合はご訪問した旨のメモ（不在票）を残して失礼させていただきます。

その場合、**キャンセル料の対象（※要介護の方）P10参照**となりますのでご理解下さい。またお戻りになって提供を始めさせていただけた場合でも、次のご利用者宅への訪問等の関係から、当初の予定終了時刻までとさせていただきます。

対象となる例）インターフォンの音に気付かない。電話の音に気付かずヘルパーが家の中に入れない場合は、キャンセル扱いとなります。後ほど鍵の取扱いについての説明をご参照ください（P11参照）。

# 訪問介護員（ヘルパー）が認められないこと

## 直接本人の援助に該当しない行為は認められません。

介護保険制度上、原則として介護保険を申請され、当事業所と契約されたご利用者に限りサービスを行います。

※ご利用者以外の同居ご家族へのサービス・生活援助は制度上、行えません。  
ご理解をお願いいたします。



### 生活援助編（一例）

掃除や洗濯、食事の準備や片付け、お買い物の代行などをヘルパーが行います。

※どちらか一方ではなく、ご利用者の心身の状況から、ご訪問する時間の中で二つの内容を合わせて行う場合もあります。

援助項目	○（保険内）	×（保険・適用外）	△（応相談）
買い物	食品・日用品	市販薬・酒類・嗜好品 （タバコ・菓子・生花）贈答品	体調不良時に、緊急で必要なもの
掃除	ご利用者居住空間	同居ご家族居住空間	※共有スペース
場所	居間	庭	
	寝室	玄関外	
	廊下	納戸	
	浴室	大掃除・カビ落とし	
	洗面所		
	台所		
	リビング		
	トイレ		
洗濯	ご利用者の衣類	同居ご家族の衣類	
ゴミ	ゴミ出し		
	ゴミ分別		
寝具類	寝具交換	同居ご家族の寝具	
	布団干し		
	ベッドメイク		
調理	一般的な調理	同居ご家族の食事	
	下ごしらえ	入手困難な食材	
	食器洗浄	季節料理	
	配下膳		
	後片付け		
	献立作成		



### 例外条件とは

家族等が障害、疾病のため家事を行なうことが困難な場合で、ケアマネジャー等が開く担当者会議等で検討され、必要と判断された場合もしくは自費サービスご契約者となります。



# 訪問介護員（ヘルパー）が認められないこと

## 大掃除・模様替え・窓のガラス磨き 他

「日常生活の援助」に該当せず、  
日常的に行われる家事の範囲を  
こえる行為に当たりますので  
出来ません。

※「日常生活の援助」とは…

ご利用者の日々の生活において必要  
な援助を指します。  
大掃除・模様替え・ガラス拭き等は、  
「日常生活の援助」には該当しないと  
されています。  
カビ取りなども含まれます。  
ご理解をお願い致します。



大掃除



模様替え



窓拭き

その他

「日常生活の援助」に入らない行為



ペットの世話



車の洗浄



花木の水やり



草取り



正月・節句等  
特別な調理



踏み台を使う  
蛍光灯交換等



植木の剪定  
等の園芸



来客対応

注) 「日常生活の援助」に入らない行為はこの限りではございません。  
上記以外は担当のヘルパー事業所にご確認ください。

## 身体介護編（一例）

ご自宅にホームヘルパーが訪問して、日頃お困りの身の回りのこと（例えば食事やおトイレ、入浴など）をお手伝いします。家事、買い物を一緒に行う場合もこちらの対象となります。

援助項目	内容	○（保険内サービス）	×（保険・適用外）	△（応相談）
身体介護	排泄介助	見守り～全介助		
	入浴・清拭介助	見守り～全介助（洗髪・洗身含む）		
	更衣介助	見守り～全介助		
	食事介助	見守り～全介助		
	移動介助	見守り～全介助		
	口腔ケア	見守り～全介助		
	通院介助	院内の付き添い		
	服薬介助	見守り～全介助		
	買い物同行	見守り～全介助		
整容	爪切り	家庭用の爪切り	深爪・巻き爪・爪水虫・肥厚した爪（看護）	
	整髪	ヘアブラシでとかす		
	髭剃り	電気シェーバー	カミソリ	
医療行為	吸引	***	鼻腔・気管切開部（看護）	所定の研修を受けた職員 咽頭部まで
	服薬管理	***	看護・薬剤師	
	軟膏塗布	軽度の皮膚疾患	褥瘡処置（看護）	
		保湿目的		
	坐薬	事前指示のある場合		
	湿布貼用	事前指示のある場合	看護師による行為	
	摘便	***	看護師による行為	

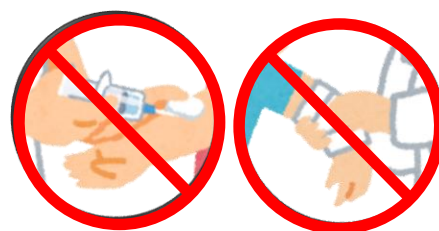


## 医療行為にあたる行為は認められていません。

訪問介護員（ヘルパー）は  
医療行為や療養上の世話・診療上の補助等  
医療職ではないため対応出来ません。

例）注射、褥瘡（床ずれ）の処置  
摘便、巻爪など変形した爪の爪切り  
医師の処方によらない医薬品仕様の介助

※ ご家族がされている医療行為でも訪問介護員  
（ヘルパー）は出来ません。



## 医療行為にあたらぬ行為

体温測定、血圧測定、酸素飽和度測定  
軽微な傷の手当（軽い切り傷、すり傷の処置）  
爪切り（巻爪は不可）、耳垢除去



※ 軟膏塗布（褥瘡の処置の含む）、湿布貼付、  
点眼（目薬）、坐薬、鼻腔粘膜への薬剤噴霧  
は医師、薬剤師、看護師の指導・助言を要し  
ます。



## 一定の条件の下での出来る医療行為。

医師の指示等一定の条件の下で、訪問介護員（ヘルパー）  
も「たんの吸引」等が実施出来ます。

一定の条件とは  
都道府県ごとの所定の研修受講、従業者の認定  
実施事業所としての登録が必要となります。

★現在、東京都へ届け出はしていません。



# 訪問介護ご利用上のご注意

当事業所との契約上、ご理解いただきたい事例をご説明させていただきます。

**ヘルパー活動記録**の記入はサービス時間に含まれます。

**ヘルパー活動記録**とは、訪問時のご利用者のご様子や日々の変化、その日に行なったサービス内容等を記録し保管しておくものです。私どもの事業としてサービスを行なった証明にもなります。介護保険制度上でも記録（端末入力）時間はサービスの時間に含まれるとされています。何卒ご理解ください。



訪問介護員（ヘルパー）への**おもてなし**は必要ありません。

訪問介護員（ヘルパー）への**茶菓子**等のお心遣いや**おもてなし**、**お中元**や**お歳暮**等の**贈答**は必要ございません。ご利用者におきましては、どうかお気遣いなくヘルパーサービスをご利用頂ますようご理解をお願いいたします。



**キャンセル**はお早めにご連絡ください。

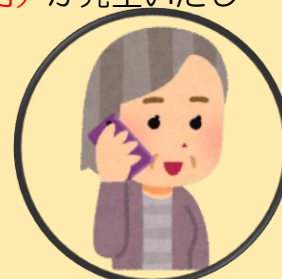
予定されているサービスを**キャンセル**される場合はお早めにご連絡をお願いいたします。

- ・午前中のサービスの場合・・・予定日の**前営業日 16:30** まで  
（例 1；月曜日午前中の援助・・・**土曜日**の**16:30** まで）  
（例 2；年明け 1 月 4 日午前中の援助・・・年内 **12 月 30 日 16:30** まで）
- ・午後のサービスの場合・・・当日の**午前 11:00** まで

☆所定の時刻までにご連絡いただけない場合、体調不良等で緊急的な病院受診、救急搬送、災害等を除き **1 回あたりキャンセル料（※1,000 円）**が発生いたしますのでご注意ください。

総合事業の方は定額契約のため、**※掛かりません**。

★営業時間外はつきみの園代表電話 **042-386-6511** まで派遣調整の関係上、早めにご一報ください。



訪問介護員（ヘルパー）は**預金通帳**・**カード**・**鍵類**のお預かりはいたしません。

訪問介護員（ヘルパー）はご利用者から**預金通帳**や**カード**をお預かりして、預貯金の引き出しや入金をする事は出来ません。ただし、ご利用者と一緒に銀行等に行って上記を行なうことは可能です。  
また、ご自宅の鍵の管理はご自身でお願いします。  
※集合住宅、オートロック等で解錠が難しい方の場合には、個別にご相談させていただきます。



訪問介護員（ヘルパー）の**社用車**にはご利用者を乗せることは出来ません。

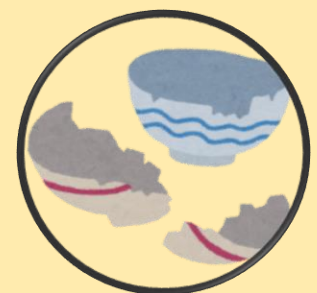
訪問介護員（ヘルパー）の**社用車**にご利用者を乗せて買い物や目的地にお送りすることは認められていません。訪問介護員（ヘルパー）と一緒に買い物等に行く場合は**公共交通機関**（バス、タクシー）をご利用ください。

※介護タクシーは同じ訪問介護になりますので、病院付き添いなどで介護タクシーをご利用になられる場合は現地集合になります。



訪問介護員（ヘルパー）が物品を壊した場合。

訪問介護員（ヘルパー）はご自宅の器具を使って掃除や調理等を行います。十分に注意していても**破損**させてしまう可能性があります。そうした場合には、事実確認させていただいた上で、事業所加入の保険等を使い**賠償**させていただきます。ただし、**経年劣化**により**傷ん**でいる物については対象となりません。  
何卒ご理解をお願いいたします。



訪問介護員（ヘルパー）の訪問中は**ペット**を繋ぐまたは別の部屋に移動いただく等ご配慮をお願いいたします。

全国の訪問介護事業所で訪問介護員（ヘルパー）が**ペットの犬**に噛まれるなどの事例が挙がっております。  
ご利用者にとっては家族のように大事な存在だとは思いますが、ペットにとっては訪問介護員（ヘルパー）は見慣れない来訪者です。  
どんなに大人しいペットでも家族を守ろうとして**噛もう**とする可能性は十分考えられます。  
また、訪問介護員（ヘルパー）の中には**動物アレルギー**を持つ者もあり、サービスに支障が出ますことから、援助中はゲージに入れる、つないでおく等ご配慮をお願いいたします。



タバコの**受動喫煙**に対し、ご配慮、ご協力をお願いいたします

① サービス提供時間中は**喫煙**をお控えください。

平成15年5月1日より施行の「健康増進法」にも謳われております通り、**受動喫煙**により非喫煙者への**肺がん**や**脳卒中**などのリスクも高まると言われています。令和2年4月施行の改正健康増進法に「受動喫煙対策」として「**望まない受動喫煙の防止**」が強く打ち出されています。

サービス中の喫煙は、訪問介護員（ヘルパー）の健康およびサービスに支障が出ますのでお控えください。

※**電子タバコ**もお控えください。



② サービス提供中は**換気**を行います。

タバコの煙は洋服や壁、カーテン、家具にニオイや有害物質として付着し、それを非喫煙者が吸い込むことを**残留受動喫煙**と言います。タバコに限らずウィルスや湿気、シックハウス症候群対策にもなるため、ご利用者、訪問介護員（ヘルパー）の健康の為にサービス中は**窓を開けて換気**をさせていただきます。



訪問介護員（ヘルパー）は**ご本人**のみの買い物となります。

訪問介護員（ヘルパー）は**介護保険制度**に基づき派遣されています。介護保険制度の**要介護認定**を受けられ、**要支援**もしくは**要介護**と判定され、当事業所と**契約**を結ばれた方のみへのサービスとなり、上記に含まれない方へのサービスはご家族であっても対応出来ません。ご理解をお願いいたします。



※買い物に行く手段が困難な方には、スーパーが行なう配達サービスのご利用をオススメします。ご自身で材料を考える、お金のやり取りをすることで認知症予防に繋がります。



買い物支援では**アルコール**、**煙草**、**市販薬**は対象となりません。

訪問介護員（ヘルパー）の支援の一つが生活援助の中の買い物支援ですが、**日常生活上において必要最低限**の買い物になります。よって、**お酒**、**煙草**等は**嗜好品**とみなされ、訪問介護員（ヘルパー）が購入することは認められていません。

**市販薬**は明確な規定はありませんが、病院の処方薬と市販薬の飲み合わせにより重篤な状況を招く可能性もあることから一般的には**不適切**とされています。ご理解をお願いいたします。



アルコール類



煙草



風邪薬などの市販薬

嗜好品

買い物支援で行ける店舗の範囲は時間内に可能な所までです。

訪問介護員（ヘルパー）が行なう買い物支援で行くことの出来る店舗の距離の範囲は片道1 km 圏内の店舗とさせていただきます。ご利用者が求める商品在庫が当該店舗になかった場合は、代替品をご依頼いただくか、スーパーにお取り寄せなどをご検討くださいますようお願いいたします。

お住まいの地区によっては、この限りではないため、担当のサービス提供責任者にご相談ください。

※店舗によっては配達サービスもしておりますのでご活用をお願いいたします。



買い物支援の際に、訪問介護員（ヘルパー）が料金を立替えることはありません。

訪問介護員（ヘルパー）は必ず、ご利用者宅を訪問し買い物の有無を尋ね、現金をお預かりしてから買い物代行に向かいます。

（※クレジットカード、金券、その他決済手段の利用は不可。）

そのため、訪問前に買い物に行き、ヘルパーが代金を立替え、購入してからご自宅に訪問することはいたしません。

ご理解をお願いいたします。♡ポイントカードをお預かりして溜めることは出来ますが、支払いへの充当は認められていません。



訪問介護員（ヘルパー）が持てる範囲の購入でお願いします。

訪問介護員（ヘルパー）は一人ひとり移動方法が違います。自転車で移動する者が大半です。事故の原因につながるような大量もしくは重量のある買い物は困難です。

※お米や大容量のペットボトル飲料水などは配達サービスをご利用いただき、ご利用者の良識のあるご判断をお願いいたします。



訪問介護員（ヘルパー）は**ご本人**の掃除となります。

訪問介護員（ヘルパー）は**介護保険制度**に基づき派遣されています。介護保険制度の**要介護認定**を受けられ、**要支援もしくは要介護**と判定され、当事業所と**契約**を結ばれた方のみへのサービスとなり、上記に含まれない方へのサービスはご家族であっても対応出来ません。ご理解をお願いいたします。



訪問介護員（ヘルパー）は**プロの清掃業者**ではありません。

訪問介護員（ヘルパー）がご利用者宅で行なう掃除支援は「**日常生活の援助**」になります。

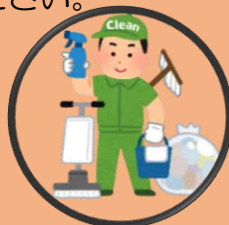
**大掃除**や**窓拭き**等はこの「日常生活の援助」には該当しないことは上記でも触れましたが、

その他、**プロの清掃業者**がするようなコンロの油汚れをキレイに取り除く、冷蔵庫の中身を出してスミズミまでキレイに拭く、床にワックスをかけたり、特殊な洗剤で磨くなどの専門的な掃除も介護保険上出来ません。



※**自費**サービスにてご相談頂く方法はありますが、訪問介護員（ヘルパー）は清掃のプロではありませんので、本格的な清掃をご希望される場合は**清掃専門業者**のご活用をオススメします。

ケアマネジャーさんにご相談ください。



訪問介護員（ヘルパー）が掃除で使う**掃除道具**はご利用者宅の物を使用させていただきます。

お掃除に使う**掃除道具**はご利用者のご自宅にある物を使用させていただきます。

ご自身で掃除道具を揃えることが難しい場合は、買い物サービスで訪問介護員（ヘルパー）が買い物代行して準備することも可能です。

※雑巾がけは訪問介護員（ヘルパー）にとっても腰に負担が大きいこともあり、クイックルワイパー等のモップ購入をご検討頂きますと幸いです。



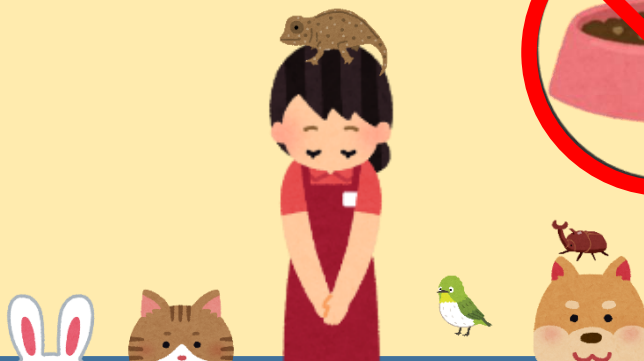
**ペット**関連（糞尿、エサ等）の掃除または世話は対象外です。

介護保険上、**ペットの世話**またはペットが起因する**清掃**は支援内容には含まれておりません。

ペットの毛が抜けて、絨毯等についている場合には掃除機と一緒に掃除することはあっても、基本**ペット関連**の掃除（ペット用トイレシートの交換、ペットがこぼしたエサ周り、コロコロで絨毯についたペットの毛取り等）はすることが出来ません。

また、**糞尿**の処理、**エサ**やりも出来ません。

ご理解をお願いいたします。





訪問介護員（ヘルパー）による**自家用車**の洗浄、**庭**の草取り、**花木**の剪定、**水やり**等は対象外です。

お車の洗浄、車の内部掃除、庭の草取り、花木の剪定、花木・庭木の水やり等は**日常生活の援助**には含まれません。ご**家族**もしくは**専門清掃業者**のご利用をお願いいたします。

※当事業所が行なう**自費**サービスを利用して行なうことは出来ませんが、介護保険制度上のサービスが優先のため、その時点での状況によってはお受けできない可能性があります。そのため**専門業者**以外にも市町村が実施する**シルバー人材センター**等がありますので、担当の**ケアマネジャー**にご相談ください。



ゴミの**分別**は各自治体の決まりを守らせていただきます。

ご利用者には**分別のご協力**をお願いいたします。

訪問介護員（ヘルパー）はご利用者が難しい場合は**ゴミ出し**もします。その際、ゴミの分別は各自治体で決まっている曜日でしか出せません。ご利用者におきましては、日頃から**ゴミの分別**のご協力をお願いいたします。



訪問介護員（ヘルパー）がご利用者宅のゴミを持ち帰り、捨てることはいたしません。

ご利用者宅の出せなかったゴミを訪問介護員（ヘルパー）が持ち帰って捨てることは認められていません。その際は別の指定日に捨てることとなりますので、ニオイ対策のためフタ付きのゴミバケツの設置をお勧めいたします。

※小金井市内に在住で原則要介護3以上の方に関しては、市の事業としてゴミをゴミステーション（収集場所）まで出すことが困難な世帯に対する支援として、ゴミを玄関前まで収集に伺う「ふれあい収集事業」が実施されています。申請等が必要となりますので、ご担当のケアマネジャーにご相談ください。



訪問介護員（ヘルパー）はご利用者が出来ない部分のお掃除をお手伝いいたします。

訪問介護員（ヘルパー）はご利用者自身で出来ずに、日々困られている部分のみお手伝いをいたします。出来る部分を訪問介護員（ヘルパー）が代わることにより自立支援を阻害してしまいます。認知症予防、身体機能の維持のためにもご自身で出来ておられる部分は可能な限り継続して行ってください。



訪問介護員（ヘルパー）は**ご本人分**の調理が対象です。

訪問介護員（ヘルパー）は**介護保険制度**に基づき派遣されています。介護保険制度の**要介護認定**を受けられ、**要支援もしくは要介護**と判定され、当事業所と**契約**を結ばれた方のみへのサービスとなり、上記に含まれない方へのサービスはご家族であっても対応出来ません。ご理解をお願いいたします。



訪問介護員（ヘルパー）は**プロの調理師**ではありません。

訪問介護員（ヘルパー）がご利用者宅で行なう調理支援は一般家庭における「**日々の家庭料理レベル**」の支援になります。

**手間のかかる料理**や**多国籍料理**等は「日々の家庭料理」には該当せず、また**正月料理（おせち等）**等の**行事食**も該当いたしません。



### ※よくある事例

料理におけるご契約者様の常識と個々のヘルパーの常識が違ふ場合があります。

例) 調味料や調理手順など

ご自身の好みや調理法はヘルパーにしっかりお伝え下さい。

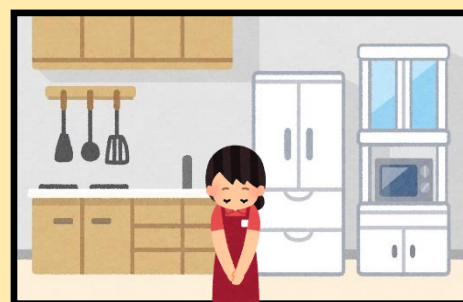


※最近では配達サービスが充実しております。ヘルパーが出来ない料理や正月料理に加え、より専門的な栄養を考えた食事を求められるならば、各種デリバリーサービスや宅配弁当のご利用をオススメします。



訪問介護員（ヘルパー）が調理で使う調理道具はご利用者宅の物を使用させていただきます。

調理に使う調理道具はご利用者のご自宅にある物を使用させていただきます。  
ご自身で調理道具を揃えることが難しい場合は、買い物サービスで訪問介護員（ヘルパー）が買い物代行して準備することも可能です。  
※ヘルパーの時間は限られています。円滑なサービスを行なうため、スライサーや電子レンジ等の調理器具を使って時間の短縮をすることがあります。  
ご理解をお願いいたします。



訪問介護員（ヘルパー）が食材・調味料をお持ちすることはありません。

調理に使う食材・調味料を訪問介護員（ヘルパー）が持ってくることはありません。  
ご利用者宅にあるもので調理いたします。  
調理支援のみを必要とされている方は食材等の準備をお願いします。自ら赴いての買い物が困難な方は、マーケット等の配達サービスをご利用になり食材等の準備をお願いします。  
上記2つが困難な方は、訪問介護員（ヘルパー）の行なう買い物サービスと複合でご利用の上、調理支援をさせていただきますが、限られたお時間の上ということをご理解ください。



訪問介護員（ヘルパー）は**栄養士**ではありません。

訪問介護員（ヘルパー）は**栄養のプロ**ではありません。塩分を抑えるといった簡単な**減塩食**等は出来ますが、**栄養士**のようにカロリー計算や綿密な栄養管理が必要な食事作りは出来ません。

※ただし、管理栄養士等による**訪問管理栄養指導**により在宅におけるヘルパーへの栄養指導がある場合は可能です。**ケアマネジャー**へご相談ください。



訪問介護員（ヘルパー）が**時間内**に作れる料理数となります。

訪問介護員（ヘルパー）の滞在時間には限りがあります。そのため料理の品数も、メニューによっては**1品程度**になる可能性も十分あります。時間内には**後片付け**や**記録**も含まれますことをご理解下さい。ご利用者には訪問介護員（ヘルパー）が決められた**時間内**にサービスが終了できるメニューを考慮していただきますようご理解とご協力をお願いいたします。



**消費期限切れ**の食材・調味料を使つての調理はいたしません。

**消費期限切れ**の食材・調味料等を使った調理を、「そのぐらいなら大丈夫！」とご希望される場合がございます。**衛生管理・責任問題上**、**消費期限切れ**の食材・調味料を使った調理はお断りさせていただきます。



# 訪問介護の適正なご利用のために

## “伴（とも）におこなう” について

訪問介護員（ヘルパー）が来ることになって「掃除や調理をしてもらって楽になった」と思われることがあるかもしれません。

ご利用者の個別の状況（家事をする能力が著しく低下しているが、住み慣れた家で生活を続けたい等）によっては適正なご利用方法と言えますが…

少しでもご利用者の**残存能力**（例えば、料理自体は難しいが、野菜を切ったりなどの下ごしらえは可能。掃除機をかけるのは難しいが座って雑巾拭きは可能 等）を**維持**することは、しいてはご利用者の身体機能・認知機能の維持に繋がり、住み慣れた家で生活を続けられることに繋がります。



逆を言えば、訪問介護員（ヘルパー）が何でもしてしまうことは、ご利用者が生活をしていく上での大切な機会（体を動かす、考える）を**阻害する可能性**があるということです。

そのため、ご自身で出来ない部分を訪問介護員（ヘルパー）はご支援しますという目的を掲げています。訪問介護員（ヘルパー）のいる時間内に**安全に見守られながら**、今までされてきた家事を**一緒におこなうことの重要性**はとても高く、訪問介護員（ヘルパー）におきましては、**専門性が発揮**できる状況になります。

ご利用者の皆様におかれましては、以上の理由を持ちまして

訪問介護員（ヘルパー）と

## “伴（とも）におこなう”

ことの重要性をご理解ください。



## “セクハラ・パワハラ” について

“当法人では訪問介護員（ヘルパー）の

働きやすい環境づくりを推進しています。”

高齢者・障がい者虐待

権利擁護（虐待防止）

と ヘルパーの人権擁護

### セクハラ・パワハラについて

訪問介護員（ヘルパー）は、その仕事内容の特性上、ご利用者様の自宅で行われるため、第三者には見えづらく、色々なハラスメントが起きやすい状況に置かれます。

ご利用者の生活や尊厳、またはご利用者を様々な虐待から守る権利擁護としての観点を遵守しておりますが、福祉に携わる者の虐待事件がニュースになる中、対して訪問介護員（ヘルパー）に対するセクハラ・パワハラも大きい問題となっております。

上記を踏まえまして、当法人ではご利用者に対する福祉従事者の虐待などはもちろんのこと、対して訪問介護員（ヘルパー）の働きやすい環境を守り、推進していくためにも訪問介護員（ヘルパー）に対するセクハラ・パワハラ等につきましては

「ハラスメントは絶対に許されない行為です」

という姿勢で対応させていただきますこと、ご理解とご了承をお願いいたします。

ハラスメントの報告がありましたら、当法人で事実確認をした上で、当法人の契約書第 10 条（介護保険契約書第 15 条）ならびに重要事項説明書により、即座に関係機関と協議の上、解約（サービス終了）の手続きを開始させていただきます。場合によっては警察に通報することもありますこと、ご理解をお願い申し上げます。

## “緊急時の対応” について

緊急時にご家族等への連絡と並行して救急隊への要請はいたしますが、ヘルパーは原則、**救急車への添乗、搬送先でのお付き添いは認められていません**。そのため、ケアマネジャーやご家族間で平時より緊急時に駆け付けられる協力体制の整備をお願いいたします。

仮に救急車を要請しても、付き添い可能なご親族等が不在の場合、要配慮高齢者であり、医療同意等意思伝達がスムーズに行えないために、医療機関でも適切な治療が行えない場合や受け入れ可能な搬送先が見付からないこと等が懸念されます。

契約時以降でも、緊急連絡先等に変更がおありの際には、必ずご一報くださいますよう、お願いいたします。



## “高齢者虐待防止 & 身体拘束廃止” について

平成18年4月高齢者虐待防止法施行。令和6年4月介護保険制度改正により、ご利用者の援助に際して、介護にあたる者が高齢者虐待や身体拘束に抵触しないよう、日頃から組織的に未然防止に取り組むことが事業所として義務化されました。

### 高齢者虐待の分類

「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態」と定義されています。

分類	定義
身体的虐待	暴力的行為によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為
心理的虐待	脅しや侮辱など言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること
性的虐待	本人が同意していない性的行為やその強要
経済的虐待	本人の合意なしに金銭を使用し、本人が希望する金銭の仕様を理由なく制限すること
介護、世話の放棄・放任	必要な介護サービス利用を妨げる、世話をしない等により、高齢者の生活環境や身体的・精神的状態を悪化させること

※定期的な研修を実施し、不適切ケアにあたらなないように、常日頃意識しながら援助にあたるよう心がけてまいります。ケアマネジャーをはじめ関係機関とも連携して虐待防止に取り組みます。



# 身体拘束とは・・・

身体拘束とは、徘徊、他人への迷惑行為等のいわゆる問題行動などを防止するために、車いすやベッドに拘束するという、高齢者の行動の自由そのものを奪うことです。また、車いすやいすからのずり落ちや転倒、ベッドからの転落、車いすとベッドとの間を移乗する際の転倒等といった事故を防止するために、これらの用具に拘束するという、福祉用具の間違った利用のことを言います。2000年4月に始まった介護保険制度に伴い、高齢者が利用する介護保険施設などでは身体拘束が禁止されており、現在身体拘束ゼロに向けた取り組みがいろいろと行われています。身体拘束は人権擁護の観点だけではなく、高齢者のQOLを損なう危険性が指摘されています。(健康長寿ネットより)

## 該当する 11 項目（あくまでも一例です）

1. 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
2. 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
3. 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
4. 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
5. 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
6. 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
7. 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
8. 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
9. 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
10. 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
11. 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

厚生労働省「身体拘束ゼロへの手引き」より

※ご自宅でベッドから転倒・転落しないように、安全のためにベッドをサイドレールで四方囲む、オムツを外さないようにつなぎ服を着せる、外に出ないように鍵を掛けること等も該当します。そうした事象が確認された場合には、ケアマネジャーや関係者、保険者間と協働で使用に対して協議をし、三要件（※）を満たす＝「やむを得ない」と合意形成された段階で、ケアプランに反映されます。諸事情に配慮し、個別の援助にあたります。また、年次の研修を開催します。対象者がいる場合には、定期的に援助内容の共有・振返りを行い、全体で周知します。

※三要件・・・切迫（緊急）性→命や身体に危険が発生する可能性が高い

非代替性→他に方法がない状態であること

一時性→あくまでも一時的であること



# “災害時の対応” について

## “災害時の訪問介護（ホームヘルプ）利用についてのお願い”

### 災害（台風、大雨、大雪、地震他）時について

業務継続計画を策定し、小金井市と災害協定を締結させていただいております。  
協定内容または災害ロードマップに基づき対応することが原則となっております。

災害の状況によっては予定していた訪問介護員（ヘルパー）の訪問に影響する可能性も十分に考えられます。

### 台風・豪雨時に「避難情報のポイント」を確認し避難しましょう

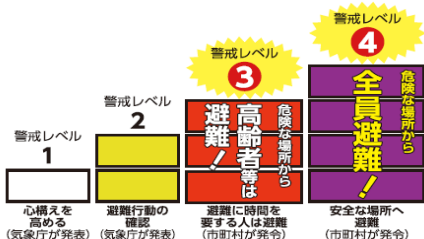
緊急時に確認

### 避難情報のポイント

!.....必ず確認してください.....!

#### 市区町村から出される避難情報(警戒レベル)

- ① 避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。
  - ② 危険な場所から警戒レベル3で(高齢者等は避難)、警戒レベル4で(全員避難\*)です。
- \*1 警戒レベル4「全員避難」は、高齢者等に限らず全員が危険な場所から避難するタイミングです。



警戒レベル4 避難指示で危険な場所から避難です

台風 大雨 地震



気象庁防災サイト参照

気象庁から出ています「避難勧告等に関するガイドライン」には、防災気象情報をもとに住民がとるべき行動を警戒レベルとして表してあります。

警戒レベル3では高齢者等の避難が必要なレベルとされています。警戒レベル4については住民すべての避難が必要とされていることをご理解いただいた上で、ご自身の安全とともに訪問介護員（ヘルパー）の安全も考慮いただきますようお願いいたします。

災害時に関しましては

## “早めの避難”

をすることで、ご自身のみならず関係者の命を守る行動を！

子どもは訪問介護員の身の安全を確保することを最優先としています。  
そのため、たとえ緊急時であっても駆け付けられないことがあるということを何卒ご理解いただきたいと存じます。平時から、ご家族やケアマネジャー、関係者間で災害・緊急時を想定した動き、協力、連絡体制など確立してまいりたいと思います。

# “感染症等の対応” について

“ご利用者・訪問介護員（ヘルパー）**命**を守るため、ご協力をお願いします。”

～感染症流行時の訪問および感染症予防について～

- ① 訪問介護員（ヘルパー）は毎日検温してから訪問します。  
お互いの感染症予防のため、ご利用者におかれましてもヘルパー訪問前に検温の実施をお願いします。
- ② 訪問介護員（ヘルパー）は感染症等をご利用者宅に持ち込むことを出来る限り防ぐため、訪問時は手洗い・うがい・手指消毒を行います。  
ご利用者におかれましても、出来る限りの予防対策をお願いいたします。
- ③ 訪問介護員（ヘルパー）が体調不良の際は、お休みさせていただくことも十分考えられます。感染症を広げないためでもあります。訪問する場合は訪問介護員（ヘルパー）の変更、時間変更、曜日変更をお願いする場合があります。
- ④ ご利用者または同居ご家族が体調不良の際※はステーションか担当ケアマネジャーへの連絡をお願いします。  
サービスの中止、最後の訪問、訪問介護員（ヘルパー）の交代などの対策を行うことがあります。

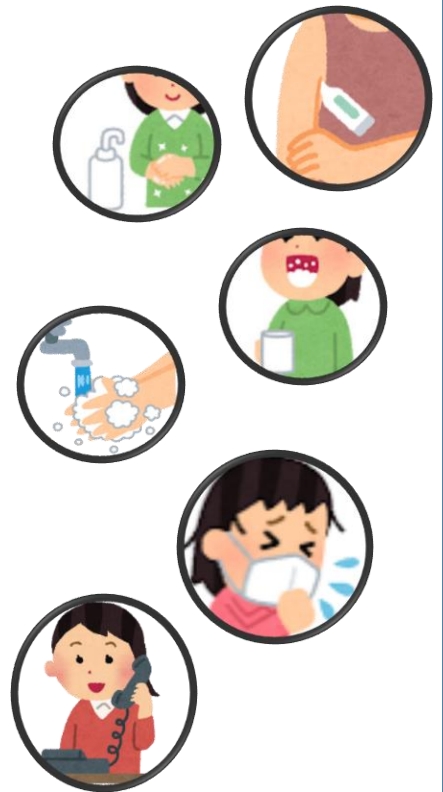
- ① 発熱（37.5℃以上目安 または 平熱より高い時）
- ② 喉の違和感・痛み
- ③ 咳
- ④ 倦怠感
- ⑤ 普段と異なる様子
- ⑥ その他（胃腸炎関係の症状・・・下痢・嘔吐・腹痛等）

症状がある場合には、掛かり付け医等にご相談をお願いします。

～サービス停止期間（コロナ陽性の場合）～

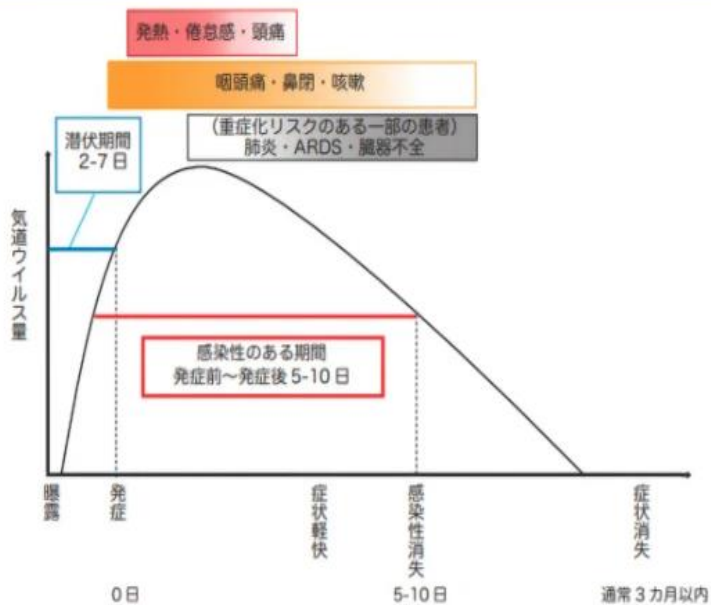
- ・ヘルパーの場合・・・7日間療養
- ・ご利用者、同居ご家族の場合・・・5日間療養

- ⑤ 感染増加圏域からのご家族の帰省などの理由により、サービスの一時的停止や最後の訪問、訪問介護員（ヘルパー）の交代などの対策を行うことがあります。



一方、日本の国立感染症研究所の発表によると「オミクロン株症例の潜伏期間の中央値は2.9日（95%信頼区間：2.6-3.2）であった。99%が曝露から6～7日以内に発症していた。」としており、他の報告よりはやや短い印象ですね。

## 現在考えられている「新型コロナ」の臨床像



新型コロナ感染症診療の手引き 10.0版より転載

人によってもコロナの潜伏期間は異なる

## 「人」によって異なるコロナの潜伏期間

潜伏期間が短いケース



接触時にコロナに罹った方が  
症状がある場合

潜伏期間が長いケース



60歳以上の  
高齢者



女性



20本以上の  
喫煙者



マスク下での  
感染

# 訪問介護の適正なご利用のために【参考資料】

## 不適正な事例について

※平成 12 年 3 月 1 日厚生労働省通達 老企第 36 号より

生活援助の内容に含まれない行為

1. 商品の販売や農作業等盛業の援助的な行為
2. 直接本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為

「2. 直接本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為」に該当するもの

### A 直接本人の援助に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為または家族が行うことが適切であると判断される行為

- a 利用者以外のものにかかる洗濯・調理・買物・布団干し
- b 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- c 来客の応接
- d 自家用車の洗車・清掃

(注) 家事援助については、同居の家族等がある場合には、当該家族等の障害、疾病の理由により、当該家族が家事を行うことが困難であることが訪問介護費の算定の条件とされており、上記のような取り扱いとなる

### B 日常生活の援助に該当しない行為

1. 訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- a 草むしり
- b 花木の水やり
- c 犬の散歩等ペットの世話

2. 日常的に行われる家事の範囲をこえる行為

- a 家具・電気製品の移動、修繕、模様替え
- b 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- c 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- d 植木の剪定等の園芸
- e 正月、節句等の為に特別な手間を掛けて行う調理等

(注) 上記の行為は介護保険給付の対象としては不適切であるが、利用者の状況によっては必要なサービス行為である場合があるので、市町村の実施する軽度生活支援事業・配食サービス等の生活支援サービス・シルバー人材センター、NPO などの住民参加型福祉サービス、ボランティア等によるサービス等の有効な活用が必要である。

発行 中町ヘルパーステーション

制作 社会福祉法人 東京聖労院

令和6年 3月20日改訂